

与論町木造住宅耐震診断補助金交付要綱

平成31年 2月15日

与論町告示第7号

改正 令和6年3月25日告示第15号

(趣旨)

第1条 この要綱は、与論町耐震改修促進計画に基づき、木造住宅の耐震診断を行う者に対し、予算の範囲内において木造住宅耐震診断補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、与論町補助金等交付規則（平成5年与論町規則第11号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 木造住宅 町内の在来軸組構法、枠組壁工法又は伝統的構法による建築物（これらの構法又は工法を含む立体的な混構造については、当該構法又は工法の部分に限る。）であって、次に掲げる要件の全てを満たすものをいう。

ア 一戸建ての専用住宅又は併用住宅（住宅の用途に供する部分の床面積が、延べ床面積の2分の1を超えるものをいう。）であること。

イ 地上3階建てまでのものであること。

ウ 昭和56年5月31日以前に建築され、又は着工されたものであること。

エ 現に居住の用に供していること。

(2) 耐震診断 「木造住宅の耐震診断と補強方法」（国土交通省住宅局建築指導課監修・財団法人日本建築防災協会発行）に定める一般診断法又は精密診断法（時刻歴応答計算による方法を除く。）に基づき、木造住宅の地震に対する安全性を評価することであって、次号の耐震診断技術者により行われるものをいう。

(3) 耐震診断技術者 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士で、鹿児島県木造住宅耐震技術講習会受講修了者名簿に登録されたものをいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、次の各号に掲げる要件の全てを満たす者とする。

(1) 耐震診断を行う木造住宅の居住者又は所有者であること。

(2) 前号の木造住宅の居住者と所有者が異なる場合は、当該居住者及び所有者双方が耐震診断の実施について同意していること。

(3) 町民税等を滞納していないこと。

(4) 当該年度の2月末日までに耐震診断を完了する見込みであること。

(5) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者

エ アからウまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体

(補助金の交付対象経費)

第4条 補助金の交付対象経費は、耐震診断に要する経費とする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、交付対象経費の総額の3分の2に相当する額（その額に1,000円

未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額)とし、木造住宅1棟につき6万円を限度とする。

2 補助金の交付回数は、同一の木造住宅1棟につき1回とする。

(耐震診断内容の協議)

第6条 補助金の交付申請をしようとする者(以下「申請者」という。)は、耐震診断に関する契約を耐震診断技術者又は建築事務所(耐震診断技術者が所属する建築士法第23条第1項の規定により都道府県知事の登録を受けた建築事務所をいう。以下同じ。)と締結する前に、町長と協議を行い、その内容について助言又は指導を受けるものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 申請者は、耐震診断に関する契約を耐震診断技術者又は建築事務所と締結する前に、木造住宅耐震診断補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 耐震診断実施計画書(様式第2号)
- (2) 耐震診断費用の見積書の写し
- (3) 木造住宅の所有者及び建築時期が記された官公署の発行した書類の写し(確認通知書、検査済証、登記簿謄本、名寄帳等)
- (4) 同意書(様式第3号)又は町税等に滞納がないことを証する書類
- (5) 耐震診断借主(貸主)同意書(借主(貸主)がいる場合)(様式第4号)
- (6) 付近見取図(対象住宅の位置が特定できる程度のもの)
- (7) 配置図(対象住宅の位置が特定できる程度のもの)
- (8) 平面図(延べ面積の算出が可能である程度のもの)
- (9) その他町長が必要と認めるもの

(補助金の交付決定通知)

第8条 町長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、木造住宅耐震診断補助金交付決定通知書(様式第5号)による当該申請者に通知する。

2 前項の場合において、町長は、必要があると認めたときは、条件を付するものとする。

3 申請者は、前2項による交付決定を受けた後でなければ、耐震診断に関する契約を締結してはならない。

(補助事業の内容変更)

第9条 補助事業者が当該決定を受けた事業(以下「補助事業」という。)の内容を変更し、又は中止しようとするときは、計画変更承認申請書(様式第6号)に、当該変更の内容が確認できる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の変更を承認したときは、計画変更承認通知書(様式第7号)により通知するものとする。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了後1か月以内又は当該年度の町長が指定する日いずれか早い日までに木造住宅耐震診断補助金実績報告書(様式第8号)に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 耐震診断結果報告書(様式第9号又は様式第10号)
- (2) 耐震診断に係る領収書の写し
- (3) 配置図及び平面図
- (4) その他町長が必要と認めるもの

(補助金の額の確定)

第11条 町長は、前条の実績報告を受けた場合は、関係書類を審査し、耐震診断が補助金

の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、木造住宅耐震診断補助金交付確定通知書（様式第11号）により補助事業者に通知する。

（補助金の請求）

第12条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金を請求しようとするときは、木造住宅耐震診断補助金交付請求書（様式第12号）を町長に提出しなければならない。

第13条 町長は、補助金の交付を受けた者が、この要綱に違反し、又は不正な手段により補助金を受けたと認めた場合は、当該補助金の一部又は全部を返還させることができる。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月25日告示第15号）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。